

# 第1631回島根県教育委員会会議 会議録

日時	令和5年3月10日
自	13時30分
至	16時20分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### — 公 開 —

#### (議決事項)

第34号 島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務  
規程の一部改正について (総務課・学校企画課)

第35号 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について  
(総務課)

第36号 島根県立特別支援学校規程の一部改正について (特別支援教育課)

—————以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第88号 令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の受  
検状況について (教育指導課)

第89号 令和5年度特別支援学校高等部及び専攻科の合格者数について  
(特別支援教育課)

第90号 令和7年度全国高等学校総合体育大会 (中国ブロック開催) に向  
けた選手強化「一般強化指定校」の指定について (保健体育課)

—————以上原案のとおり了承

### — 非公開 —

#### (議決事項)

第37号 令和5年度教育委員会事務局等職員 (管理職) の定期人事異動  
(事務職員等関連分) について (総務課)

第38号 県立学校長の管理職手当に係る指定基準の一部見直しについて  
(総務課)

第39号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

—————以上原案のとおり議決

#### (承認事項)

第8号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

—————以上原案のとおり承認

**(協議事項)**

第7号 市町村立学校長の令和5年度管理職手当区分について（総務課）

第8号 県立高校スクール・ミッションの策定について（学校企画課）

—————以上資料により協議

**(報告事項)**

第91号 令和5年度公立学校教職員定期人事異動について（学校企画課）

第92号 国民スポーツ大会推進教員の認定について（保健体育課）

—————以上原案のとおり了承

**(議決事項)**

第40号 令和5年度市町村立小中学校教育職員（管理職）の定期人事異動の一部変更について（学校企画課）

—————以上原案のとおり議決

## II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】  
野津教育長 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員 生越委員

2 欠席者  
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題
佐藤参事（教育指導課長取扱）	公開議題
森山参事	公開議題
村本教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
瀧総務課調整監	公開議題
足立総務課調整監	公開議題
幸村教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題、議決第38～40号、承認第8号、協議第7～8号、報告第91号
中西県立学校改革推進室長	公開議題、協議第8号
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
徳永保健体育課長	公開議題、報告第92号
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
津森世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課長代理	全議題
佐々木総務課人事法令グループリーダー	全議題
恩田総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	3件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	4件
	承認事項	1件
	協議事項	2件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	河上 委員	

— 公 開 —

**議決第 34 号 島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正について（総務課・学校企画課）**

○小畑総務課長 1の1ページをお願いします。1 改正理由だが、令和5年4月1日から高齢者部分休業制度を開始することに伴い、所要の手續等を定める必要があるものである。

なお、高齢者部分休業制度については、昨年9月5日のこの会議において、職員の定年引上げについて御説明した際に、この制度の導入についても御説明をさせていただいた。今日の資料で、改めて制度の目的、趣旨に触れる。資料の真ん中より下の参考を御覧いただきたい。1の制度の目的・趣旨であるが、定年退職後の人生設計の準備などのために、定年退職前に先行的に定年退職までの間、休業を取得できるもので、55歳に達した職員から申請できることとなっている。なお、制度の概要については、2のとおりとなっている。

2 改正する規則等であるが、（1）及び（2）の2本となる。（1）が教育庁、それから教育機関の職員を対象に、（2）が県立学校の教職員を対象にそれぞれ服務について規定しているが、本日は改正の内容が両規程で同様であることから、一括して説明をさせていただきます。

3 改正の内容について。まず、（1）の高齢者の部分休業の承認等に係る所要の手續や様式を規定するものである。

1の2ページをお願いします。島根県教育庁等職員服務規則の新旧対照表となる。左側、改正後の欄の第10条の8であるが、第1項が高齢者部分休業の承認、第2項が休業時間の延長、第3項は承認の取消しや休業の短縮についてそれぞれ規定しており、それぞれの様式は1の4ページから1の6ページとなっている。

1の7ページ以降は、県立高等学校等の教職員の服務規程の新旧対照表となるが、基本的な内容は、（1）の教育庁等職員の服務規則と同じであるので、説明は割愛する。

1の1ページへお戻りいただきたい。改めて、3の改正内容であるが、（1）は先ほど来、御説明しているとおりであり、その下の（2）、その他規定の整備としているが、地方公務員法の引用条項の改正なども併せて行うものである。

4 施行期日であるが、令和5年4月1日を考えている。

———原案のとおり議決

### 議決第 35 号 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 資料 2 の 1 ページをお願いします。資料の内容に入る前に、本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて、県教育委員会の権限に属する事務に関して、教育長に対する委任、教育長の臨時代理、教育長の専決等を規定するものである。個人情報の開示等の決定に関する事務については、教育長の専決で処理できることとなっている。このたびは、その規定に関して改正が必要となったものである。それでは、資料に入る。

1 改正理由であるが、1 ポツ目に記載の目的のため、個人情報の保護に関する法律が改正され、本年 4 月 1 日から施行されることに伴って、2 ポツ目のとおり、島根県個人情報保護条例が 3 月 31 日をもって廃止されること、3 ポツ目のとおり、同条例を引用する教育長に対する事務の委任等に関する規則について所要の改正を行う必要が生じたこと、以上である。

2 改正内容であるが、記載のとおり、引用法令名の整理となり、廃止する条例の代わりに法律の規定に基づくよう改正をする。施行期日であるが、法律の施行と同じ、令和 5 年 4 月 1 日を考えている。なお、2 の 2 ページに今回の一部改正に係る新旧対照表を、それから 2 の 3 ページから 2 の 5 ページに、同法律の施行に関して必要な事項を定めるために令和 4 年 12 月に公布された個人情報の保護に関する法律施行条例をつけている。

———原案のとおり議決

### 議決第 36 号 島根県立特別支援学校規程の一部改正について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 それでは、資料の 3 の 1 ページをお願いします。まず、改正の理由についてである。障がいのある子どもの就学に当たっては、以前は学校教育法施行令第 22 条の 3 で規定される障がいの程度、これは資料の 3 の 5 ページに表を載せているので、そちらを一旦御覧いただきたい。ここに示す障がいの程度に該当する場合は、原則、特別支援学校に就学することとなっていた。現在は、学校教育法施行令の一部改正により、この仕組みを改め、この 22 条の 3 の表に示す障がいの程度のみならず、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見・教育学・医学・心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況などを踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなっている。この変更に伴い、島根県立特別支援学校規程の一部改正を行うものである。

改正内容については、資料 3 の 2 ページの新旧対照表を御覧いただきたい。右側の改正

前の第20条のただし書において、小学部または中学部に入学しなければならない学齢児童生徒と記載があり、これを特別支援学校就学義務者と言っていた。改正理由で申したとおり、現在は就学先決定の仕組みは変わっているので、左側の改正後においては、第20条のただし書を認定特別支援学校就学者と改正している。第22条及び第28条においても同様の改正となる。既に学校教育法施行令の改正後の内容により運用されていることを踏まえ、島根県立特別支援学校規程の一部改正は、公布の日から施行することとなる。

資料3の4から3の6には、さきに説明した関係法令を抜粋した資料になっているので、ここでは説明を割愛させていただくが、また、御覧になっていただければと思う。

——原案のとおり議決

#### 報告第88号 令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の受検状況について（教育指導課）

○佐藤参事 4の1ページをお願いします。今年度の公立高校入学者選抜については、1のとおり、今週7日火曜日に一般選抜の学力検査を実施した。

2のとおり、受検者数等の概要は、全日制については、出願者数3,873に対し、欠席者数212で、受検者数は3,661であった。募集定員4,227に対する競争率は、0.87倍であった。定時制については、出願者数143に対し、欠席者数は5で、受検者数は138であった。募集定員360に対する競争率は、0.38倍であった。参考までに、受検者等の推移を過去5年分まとめている。

主な欠席の理由については、3のとおり、例年と同じく、高専や私立高校への合格によるものが中心であったが、今年度も新型コロナウイルス感染症等を理由に学力検査が受検できなかった生徒が複数中学校で複数名あった。

4の今後の日程について、計画しているとおり、追検査を13日に実施する。合格発表は16日10時に各高校で発表する。その後、第2次募集実施校を公表し、22日に検査、24日に合格発表を行う予定である。入学者選抜が滞りなく実施できるよう、引き続き各方面と連携を取りながら進めていく。

4の2ページは、推薦選抜等合格内定者数と一般選抜の学力検査の状況を学校ごとにまとめている。

——原案のとおり了承



## 報告第 89 号 令和 5 年度特別支援学校高等部及び専攻科の合格者数について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 5 の 1 ページをお願いします。1 入学者選抜の概要については、2 月 1 日水曜日に入学者選抜検査を実施し、2 月 15 日水曜日に合格発表をした。検査内容は御覧のとおりである。盲学校の高等部保健医療科及び専攻科の理療科、保健医療科については国家資格の取得を目指すので、面接に加え、学力検査と身体機能検査を行っている。入院等のため検査会場で受検ができない志願者については、実施要綱に基づき、面接官が病院等に出向いて検査を実施することとしている。今回、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ感染予防の観点から病院内への入室が制限されたため、オンラインにより実施した者もいる。この場合も病院の協力を得て、検査中は職員の立入りを制限して実施をした。また、志願者の中で、新型コロナウイルス感染症の罹患により療養中であった者、同居家族が新型コロナウイルスに罹患したことにより本人が濃厚接触者となった者、検査前に急な手術により一定期間の療養が必要であった者があり、実施要綱に基づき、別日に追検査を実施している。

2 合格者数であるが、高等部及び専攻科合わせて 188 名の出願があり、このうち 187 名が受検をし、全ての受検者が合格した。

なお、1 名については、出願の後、検査当日までのところで受検を辞退した者となっている。

合格者数の推移のグラフを下のところに載せている。多少の増減はあるが、近年は横ばいの傾向となっている状況である。

5 の 2 ページには、各学校の合格者数を載せている。浜田ろう学校の被服科は、ここ 6 年間在籍がなかったので、久しぶりの入学者となっている。高等部入学者合計 186 名は昨年度比で 8 名の減、専攻科は昨年度比 1 名の減となっている。

———原案のとおり了承

## 報告第 90 号 令和 7 年度全国高等学校総合体育大会（中国ブロック開催）に向けた選手強化「一般強化指定校」の指定について（保健体育課）

○徳永保健体育課長 6 の 1 ページをお願いします。令和 7 年度に全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイが中国ブロックで開催されることとなっており、それに向けた競技力向上の取組として、従来のスポーツ推進重点校の指定に加え、追加で強化指定校を

指定することとしている。制度の概要については6の1ページに記載しているが、昨年9月5日の教育委員会議において同様の資料に基づいて説明をしているので、本日、詳細の説明は割愛させていただく。

6の2ページをお願いする。強化指定する学校を、競技種目ごと、指定区分ごとに記載した一覧になる。一番右の列が従来のスポーツ推進重点校、その左、真ん中から右寄りの列のところは、インターハイに向けた強化指定のうち県内開催の競技に係る特別強化指定校で、9月5日の会議において制度の概要に併せ、特別選抜入試の対象とすることから、先に決定を行い、報告をしている。そして、本日は、9月の報告時に未定であった県外で開催される競技に係る一般指定校、一番左の太枠の部分であるが、島根県高等学校体育連盟からの推薦を基に決定したので、本日報告するものである。太枠で囲んだ列のうち、白地の部分が一般強化指定の対象競技で、資料に記載の学校を指定することとした。アスタリスクが記載されている、上からちょうど中ほどの18番、自転車の女子については、学校単位で指定するよりも個人を指定しての強化が効果的との判断により、個人指定とすることとしている。今回指定する学校については、いずれも県内大会で常に上位に入賞する実力校であったり、県内で唯一部活動のある学校であったり、インターハイに出場する可能性の高い学校の指定となっている。

○生越委員 この支援内容で、県外遠征や合宿等に係る経費を助成するとあるが、これはこの強化指定校3種類の学校に助成が下りるということでよろしいか。

○徳永保健体育課長 6の2ページの一番右の従来のスポーツ推進重点校は、スポーツ振興課のほうにある競技力向上本部の方からの交付になる。インターハイに係る今回の指定に関しては、教育委員会の方からそれぞれの指定の学校に交付ということになる。基準としては、スポーツ推進重点校への補助を基準に、競技力等に基づいて、特別指定校が3回程度の県外遠征で、一般強化指定校が1回程度の県外等への遠征、派遣費等を交付することとしている。

○河上委員 先ほどの遠征費用の補助については、私立の高校も対象となるか。

○徳永保健体育課長 今回、インターハイの指定については結果的に公立高校ということになっており、スポーツ推進重点校のほうは私立高校も含めて指定をしているので、公立、私立の隔てはない。

○原田委員 4番の指定期間のところでちょっと教えてほしい。ただしのところの特段の事情があれば変更することもあるというのは、特段の事情というのはどういったことを想

定されているか。

○徳永保健体育課長 現在、具体的な想定をする形態というか、そういうのは考えていないが、例えば部活動の存続ができなかったり、そういったことがあれば指定強化をすることは適当でないということで、やめることがあるということになるかと思う。

○原田委員 問題行動が何か起こって大きな事件になったという場合も対象になるか。

○徳永保健体育課長 現時点では、そういったことは想定していないが、事象によっては教育委員会での検討によって取消しということも可能性としてはあろうかと思う。

———原案のとおり了承

## 野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第37号 令和5年度教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動（事務職員等関連分）について（総務課）

———原案のとおり議決

議決第38号 県立学校長の管理職手当に係る指定基準の一部見直しについて（総務課）

———原案のとおり議決

議決第39号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

———原案のとおり議決

承認第8号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

———原案のとおり承認

協議第7号 市町村立学校長の令和5年度管理職手当区分について（総務課）

———資料により協議

協議第8号 県立高校スクール・ミッションの策定について（学校企画課）

——資料により協議

議決第40号 令和5年度市町村立小中学校教育職員（管理職）の定期人事異動の一部変更  
について（学校企画課）

——原案のとおり議決

報告第91号 令和5年度公立学校教職員定期人事異動について（学校企画課）

——原案のとおり了承

報告第92号 国民スポーツ大会推進教員の認定について（保健体育課）

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 16時20分